

木更津市地域防災力向上計画

令和 7 年 4 月 1 日作成

○ 計画の目的

本市は、東京湾アクアラインの着岸地に位置し、東京都心部から直線距離で30～40km、時間距離では、アクアライン経由により30～40分圏域にある。首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線の整備進展により、広域道路ネットワークを形成する幹線軸上に位置し、交通の結節点としての利便性が高いことから、千葉県の新たな西側の玄関口となったことで、大型集客施設の相次ぐ開業や観光事業の取組み等が進み、県内外からの来訪者も大幅に増加した。本市の人口についても平成18年度以降、年々増え続け、平成23年度には13万人を超え、近年は、宅地開発が進んだ「ほたる野地区」「請西地区」「羽鳥野地区」「金田地区」などで、新たな居住人口が増加している。また、近年では地域コミュニティによる「助け合い」や「ふれあい」の機会が減少する中、地域では公共・民間を問わず多数の機関で支えあい、誰もが安心・安全に暮らし続けることができる環境づくりが求められている。

本計画は、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性の再確認を図るとともに、地域のつながりや自主防災組織等の機能を強化するなど、地域防災力向上に資することを目的とするものである。

1 「自助・共助」の重要性

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を阻止し、生命・身体・財産を守るためには、平時からの防災・災害・減災に対する関心を高めるとともに、「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を啓発することが重要である。

(1) 要支援者への対応

① 現状及び課題

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、令和13年（2031年）に1億2,000万人を下回り、令和38年（2056年）には1億人を下回ると推計されている。

さらに、高齢者人口の割合は、令和5年（2023年）に29.1%と過去最高になり、その後も上昇を続け、令和20年（2038年）には33.9%、令和52年（2070年）には38.7%まで増加する見込みとなっている。

本市も同様に、現在の高齢化率は27.9%となっており、このような状況の中、大規模な災害が発生した際には、多くの避難行動要支援者が発生することが予測され、的確に避難所へ避難誘導させるためには、現状の自主防災組織数での対応能力は、必ずしも十分ではないと考えられる。

② 基本方針

避難行動要支援者名簿を基に避難支援個別計画作成の促進を図り、地域や自主防災組織等と避難行動要支援者情報の共有をすることにより、「共助」の避難支援体制整備の推進に努めるものとする。

③ 目標（令和7年度末まで）

高齢者をはじめとした避難行動要支援者に係る避難支援体制の整備を強化するため、避難行動要支援者名簿の更新、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援個別計画の作成を進める。

福祉避難所の指定にあたり、施設管理者の理解、協力を得て、災害時の施設使用等に係る協定締結に向け取り組んで行く。

④ 具体的な取組

避難行動要支援者台帳の更新委託

(2) 自助・共助の活性化

① 現状及び課題

大規模災害時には、正確な情報の欠如等を招き、その結果、地域社会の混乱が予想される。こうした状況下では、市民各自の適切な行動が要求されるが、これは平素からの心構えと認識に負うところが大きい。

大規模災害の発生後は一時的に高まるものの、時間の経過とともに徐々に低下することが懸念される。防災に対する関心・意識を常に持ち、備えることが求められる。

② 基本方針

平常時には、準備や訓練等を通じて自らの役割を知るとともに、災害時には、地域に密着した自主防災組織等と協力し、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの地域は地域の人々で守る」といった意識のもと、いつ起こるかわからない災害に備える。

③ 目標（令和7年度末まで）

ア 訓練の実施

市民への防災啓発、災害対策本部の初動対処能力の向上、地域防災力の向上及び避難所の開設能力の向上を目的に、総合防災訓練や市民向けの災害対策研修会等を開催する。

イ 災害対策コーディネーター養成講座の実施（県認定講座）

市内で災害対策コーディネーター養成講座を開催する。

これにより、平常時には、地域防災力向上のための取組を行い、大規模災害時には、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO等の協力を得て、各組織を取りまとめるとともに、行政関係機関との連絡調整役を担う。地域に密着した災害対策コーディネーターの養成とそれによる地域防災力の向上を図る。

ウ 防災フォーラムの開催

市民、自主防災組織を対象に、他の自主防災組織の先駆事例の共有や、著名人による基調講演、パネルディスカッション等の実施による防災意識向上を目的に、防災フォーラムを開催する。

これにより、市民の防災意識向上はもとより、他の事例を参考することにより、自主防災組織の活性化に寄与し、さらなる地域防災力の向上に繋がる。

④ 具体的な取組

ア 総合防災訓練の実施

イ 市民向け防災研修の実施

ウ 災害対策コーディネーター養成講座の開催

エ 防災フォーラムの開催

(3) 避難経路等の周知

① 現状及び課題

住民の高齢化、県外からの来訪者及び人口の増加をふまえ、大規模災害発生時には避難行動要支援者及び多くの帰宅困難者の発生が予想され、今後、これらの避難者等に対し、適切に避難所等や避難経路を周知する必要がある。

② 基本方針

これまでのハザードマップの危険区域等の更新を行う。

ハザードマップを配布することにより、避難所等や避難経路の周知を図り、防災意識の向上を図る。

③ 目標（令和7年度末まで）

令和2年度中に統合版のハザードマップを作成、さらに、令和4年度中に県により新たに指定された、小規模河川のハザードマップを作成し、65,000部配布したところである。

次年度以降も、適宜増刷を行い転入者等に配布し、「家族なり、自分なり、のハザードマップ」等を作成し、災害リスクを把握することで、地域防災活動の重要さの認識を図る。

④ 具体的な取組

ハザードマップの更新・作成委託

(4) 地区防災計画の策定

① 現状及び課題

住民の高齢化及び人口の増加により避難行動要支援者が増加しており、また、県外からの来訪者等も踏まえると、大規模災害発生時には多くの帰宅困難者の発生が予想される。今後、これらの避難者等に対し、適切に避難所や避難経路等を周知する必要があるが、地区により災害特性が異なるほか、市民が災害時取るべき行動について、地区住民が行う自発的な防災活動等を記載した「地区防災計画」が策定されていない。

② 基本方針

令和４年度に策定した「木更津市地区別防災指針」を活用し、「地区防災計画」の策定を支援する。地区ごとの災害特性を理解することにより、防災意識の向上に寄与する。

③ 目標（令和７年度末まで）

令和６年度においては、モデル地区を１地区選定し、地区防災計画の策定を支援する。

令和７年度以降は、令和６年度に策定した地区防災計画を参考に、全地区での策定を目指す。

④ 具体的な取組

当該地区の発災前後の課題の抽出及び地区の特性にあった防災メニューを検討する、ワークショップの開催を通じた、地区防災計画の策定を委託する。

2 自主防災組織の育成・活性化

① 現状及び課題

都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれており、自主防災組織の運営が図れないことや役員等の変更に伴う自主防災組織の活動等の停滞が見受けられる。

また、令和７年２月末現在の本市における自主防災組織数は１０８組織で、自主防災組織世帯カバー率は５７．９％となっており、過去の大規模災害から地域のつながりが重要であることが明らかとなっていることから、「自分たちの地域は地域のみんなで守る。」という共助の考え方の重要性を再認識するとともに、自主防災組織の新規設立等による地域防災力の向上が求められる。

平時から自分や家族の命は自ら守る「自助」と自分たちの地域は地域のみんなで守る「共助」の精神、及び防災とボランティア意識の高揚を図るため、自主防災組織を中心とした防災関係者及び一般市民を対象に「防災とボランティア講演会」を実施し、自主防災組織や自治会等の地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

② 基本方針

自主防災組織の設置促進、及び既存組織が地域の防災訓練及び災害時における被害の軽減活動をした場合のほか、訓練等を実施する場合に消防機関による指導を行い、自主防災組織の結成及び活動を支援し、地域における災害による被害の防止及び軽減を図る。

③ 目標（令和７年度末まで）

自主防災組織活動カバー率 ７０％以上を目指す。

自主防災組織の資器材整備を補助し強化を図るとともに、自主防災活動に対し、更なる支援・協力を行う。

④ 具体的な取組

ア 自主防災組織資器材整備補助

イ 自主防災訓練に対する指導・支援等

3 避難環境の整備

① 現状及び課題

本市は、小・中学校、公民館等の54箇所を避難所として指定しており、避難所看板については、順次ピクトグラム表示へと変更しているところであるが、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所の指定を推進するとともに、避難所開設時における避難所運営マニュアルを作成するなど災害発生時の体制を整備することが課題となっている。

また、備蓄食糧については、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮し、アレルギーに対応した食品や粉ミルク等を選定しているところであるが、想定避難者数に対しての食糧を確保できていないところである。

また、水の確保のため、市設置の災害用井戸の維持や、個人宅や法人に設置されている井戸を、災害発生時に提供していただく「災害協力井戸」登録制度を実施しているが、市災害用井戸で供給できる量には限界があるほか、水質検査を実施していない災害用井戸もあるため、安全性は保証されていない。

② 基本方針

大規模災害時には、多数の市民が避難所へ避難することが予想されるため、避難者の安全性の観点から、避難所における環境の整備等を推進していく。

③ 目標（令和7年度末まで）

平常時から周辺住民が避難場所・避難所の位置づけを把握でき、災害時には迅速に避難できること、また、本市の地理が不案内な者に対してもその位置が把握できるようにする。

避難所環境の整備のため、資器材の整備及び災害用備蓄倉庫の修繕を図る。

要配慮者に考慮した食糧の確保のため、アレルギー対応食品や飲料水、粉ミルク等を選定し購入する。

水の確保のため、避難所内の井戸を整備するほか、水質検査費用助成事業を実施することにより、避難者に安全な水を供給する。

④ 具体的な取組

- ア 避難看板の更新工事
- イ 避難所用資器材の整備
- ウ 備蓄食糧の購入
- エ 災害用井戸の水質検査
- オ 災害用備蓄倉庫の照明のLED化

4 災害対応のデジタル化

① 現状及び課題

本市においては、危機管理情報共有システムや災害対応工程管理システム等、災害発生時における迅速な被害状況の把握や的確な意思決定のためのシステムを導入しているが、今後はよりきめ細やかかつ正確な情報伝達が求められており、より多くの情報を入手し、

正確に情報を把握できるシステムの導入が必要である。

② 基本方針

災害時における迅速かつ正確な情報伝達手段を確保し、被害情報の確実な把握や災害情報の見える化を促進する。

③ 目標（令和7年度末まで）

災害情報の見える化を促進するため、より利便性の高い災害情報共有システムを導入する。

④ 具体的な取組

災害情報共有システムの導入